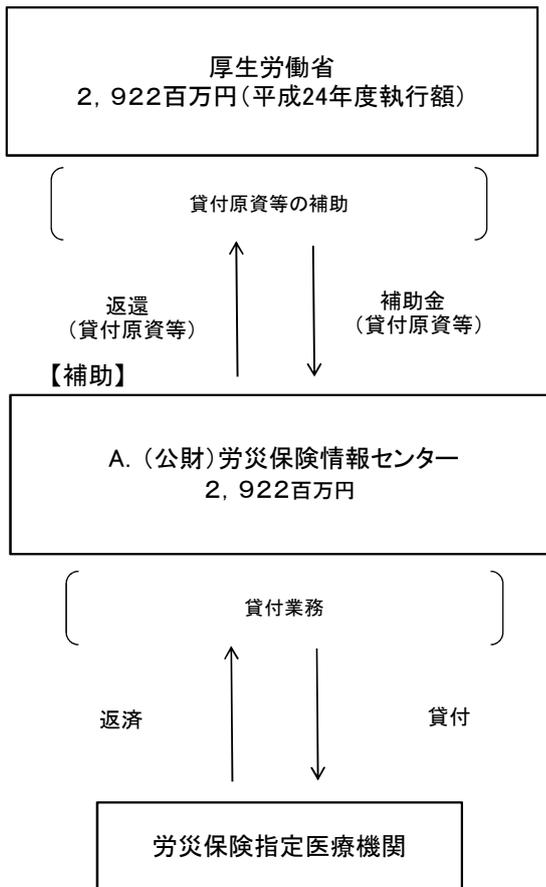


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成元年度		担当課室	補償課		若生 正之		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療被災労働者援護事業補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労災保険指定医療機関において、被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が、国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額についての、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 ※補助のうち貸付原資部分については、年度末時点の回収額を国に返還している。(平成24年度貸付原資返還額:3,487百万円)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	3,322	3,120	2,922	2,901	2,893	
		補正予算		975				
		繰越し等						
	計	3,322	4,095	2,922	2,901	2,893		
	執行額	3,322	4,095	2,922				
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	労災保険指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成24年9月末現在 39,965機関)			件	—	39,412	39,965	39,966
			達成度	%	—	101%	101%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				—	100%	100%	—
				()	(100%)	(100%)	(100%)	
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠	本事業は、貸付業務のほか、債権回収に伴う業務も実施しており、単位あたりのコストを算出することはなじまない。				
平成25-26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	貸付原資	2,378	2,378	必要経費の見直しによる減				
	人件費	144	144					
	旅費	14	14					
	事務諸費	365	357					
計	2,901	2,893						

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		—	—		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	補助対象機関は、本事業が開始された平成元年から補助事業を行い、労災保険指定医療機関と個別に貸付契約を締結しているところであり、仮に補助対象機関が変更される場合には、利用者たる医療機関において、その都度、従前発生しなかった新規の契約事務が生じ、債権債務関係が複雑化することとなる。 このように事務的負担を強いることとなれば、指定医療機関が貸付契約の締結を行わず、ひいては労災指定の辞退をする医療機関が増大するおそれがある。また、これにより、被災労働者が診療費を負担することなく、十分な診療を受けるという政策目的を達成することができなくなるおそれが生ずるなど、制度の運営に甚大な支障をきたすこととなる。 このため、競争的な選定になじまない事業であり、支出先の選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、十分な診療を受けるという政策目的を達成することに資しているものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付決定時及び精算確定時に、費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか精査している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績、活動実績とも目標達成率100%であり、実効性が高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	24年度においても成果目標及び活動指標を満たしており、適切に事業が実施されている。今後も支出実績等を踏まえた予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ必要経費を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	660-3	平成23年	0978	平成24年	0823	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.(公財)労災保険情報センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付原資	労災保険指定医療機関に対する貸付原資	2,378			
事務諸費	通信運搬費、光熱水量費、事務所借料等	378			
人件費	職員給与、職員諸手当、社会保険料負担金、退職手当引当金	151			
旅費	債権管理旅費等	15			
計		2,922	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)労災保険情報センター	労災保険指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間、その費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。	2,922		